

漁業構造改革総合対策事業について

1 事業の概要

収益性を重視した漁業の転換を2つの方法で支援します。

漁業構造改革総合対策事業は、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業及び養殖業を対象に、収益性重視の操業・生産体制への転換を推進し、厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体を育成するため、「漁業改革推進集中プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、漁業者や地域が一体となって、収益を改善するための改革計画を策定いただき、この計画に基づき、次のいずれかの実証を行う場合に支援します。

① 改革型漁船等の収益性改善の実証

（省エネ、省人及び省力化型の改革型漁船の導入などにより、新しい操業体制の収益性を実証します。）

② 漁船等の収益性回復の実証

（漁船のリニューアルや新しい操業方法への取組などにより、3%以上の生産性を向上させる操業の実証を行い、償却前利益を確保できる操業形態への転換を目指します。）

より具体的な事業の流れや仕組みは、以下のとおりとなっています。

2 事業の流れ

改革計画の作成
→ 計画に基づく実証事業実施
というステップをとります。

(1) 改革計画の作成と認定

本事業に取り組むためには、まず漁業の改革に取り組もうとする地域ごとに、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から出

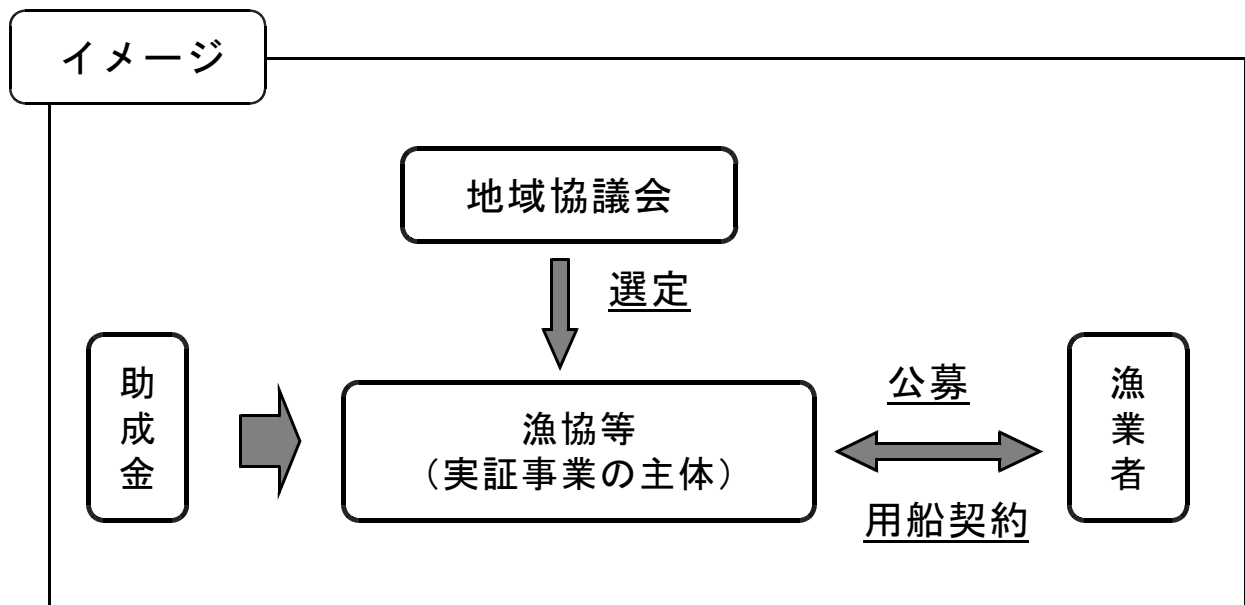
荷に至る生産体制を改革して収益性を向上するための改革計画の作成が必要です。

当該計画の作成のためには、地域ごとに設置される地域プロジェクト協議会（当該地域の漁業者や加工流通業者の代表、地方公共団体の職員や有識者等を構成員とする協議会。「地域協議会」という。）において、官民が一体となって検討し、収益性を向上する改革計画の作成を行います。

また、地域協議会は、計画を漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会に申請します。中央協議会では、改革計画の内容を審査し、新たな操業体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、その計画を認定します。

（２）事業の実施

認定された改革計画に基づき、地域協議会が選定した漁協等が公募により、実証事業に用いる漁船等を用船し（漁協と漁業者が用船契約を締結）、当該漁船等を使用して、収益性回復の実証事業を行います。つまり事業実施者となる漁協等と、用船契約の相手方となる漁業者が連携して、本事業を進めていただくこととなります。



3 助成金の内容

助成の方法は、従来の補助事業とは異なります。

(1) 助成金の対象費用について

本事業において、助成金の対象となる費用については、以下のとおりです。

【助成金の対象費用】

- ・ 用船料（乗組員の人件費や船の減価償却費を含みます。）
- ・ 燃油費
- ・ 販売費
- ・ 事業管理費
- ・ えさ代
- ・ その他の資材費
- ・ 消費税
- ・ 魚箱代
- ・ その他の経費

(2) 助成金の交付等について

本事業では、事業実施者となる漁協と用船契約の相手方となる漁業者の方が、実証事業に係る経費（上記の対象経費）について交付を受け、実証事業を開始します。

一方で、実証事業による漁獲物については、改革計画に基づいて販売し、得られた販売代金は、漁協を通じて全額返還していただきます。

事業期間の終了時に損益計算を行い、水揚げで賄えない経費が発生した場合は、その分の5割から9割を支援する仕組みです（この支援の率については、取り組んでいただく実証の項目により異なりますので、支援率の項を参照してください）。

つまり、本事業は、改革型漁船の導入など、漁業者の方々が取り組む実証事業のリスクについて、国が担保し、漁業者の負担軽減を図るメリットがあります。

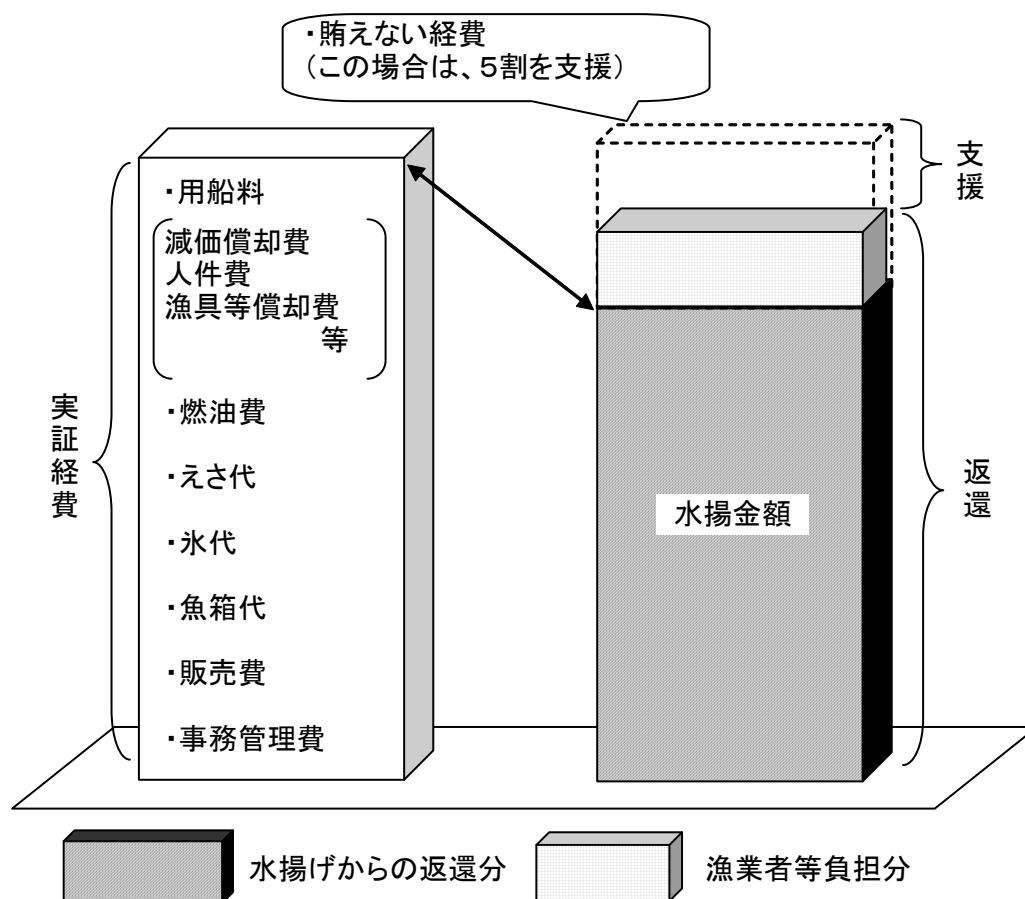
また事業期間は、①の改革型漁船等の収益性改善の実証は3年以内、②の漁船等の収益性回復の実証は2年以内となっていますが、例え1年目であっても認定改革計画に基づく漁船等の収益性回復が実証された場合、すなわち水揚げ金額が助成金の額を上回った場合には、事業は終了となります。

【支援率（助成金の返還）】

① 改革型漁船等の収益性改善の実証の場合

返還すべき助成金の額は、交付された助成金の額。

水揚げ金額が助成金の額に満たない場合は、その賄えない経費の5割について返還を免除（つまり水揚げで賄えない経費の5割を支援）。



② 漁船等の収益性回復の実証の場合

以下のいずれかの算出方法を事前を選択。

ア 返還すべき助成金の額は、交付された助成金の額。

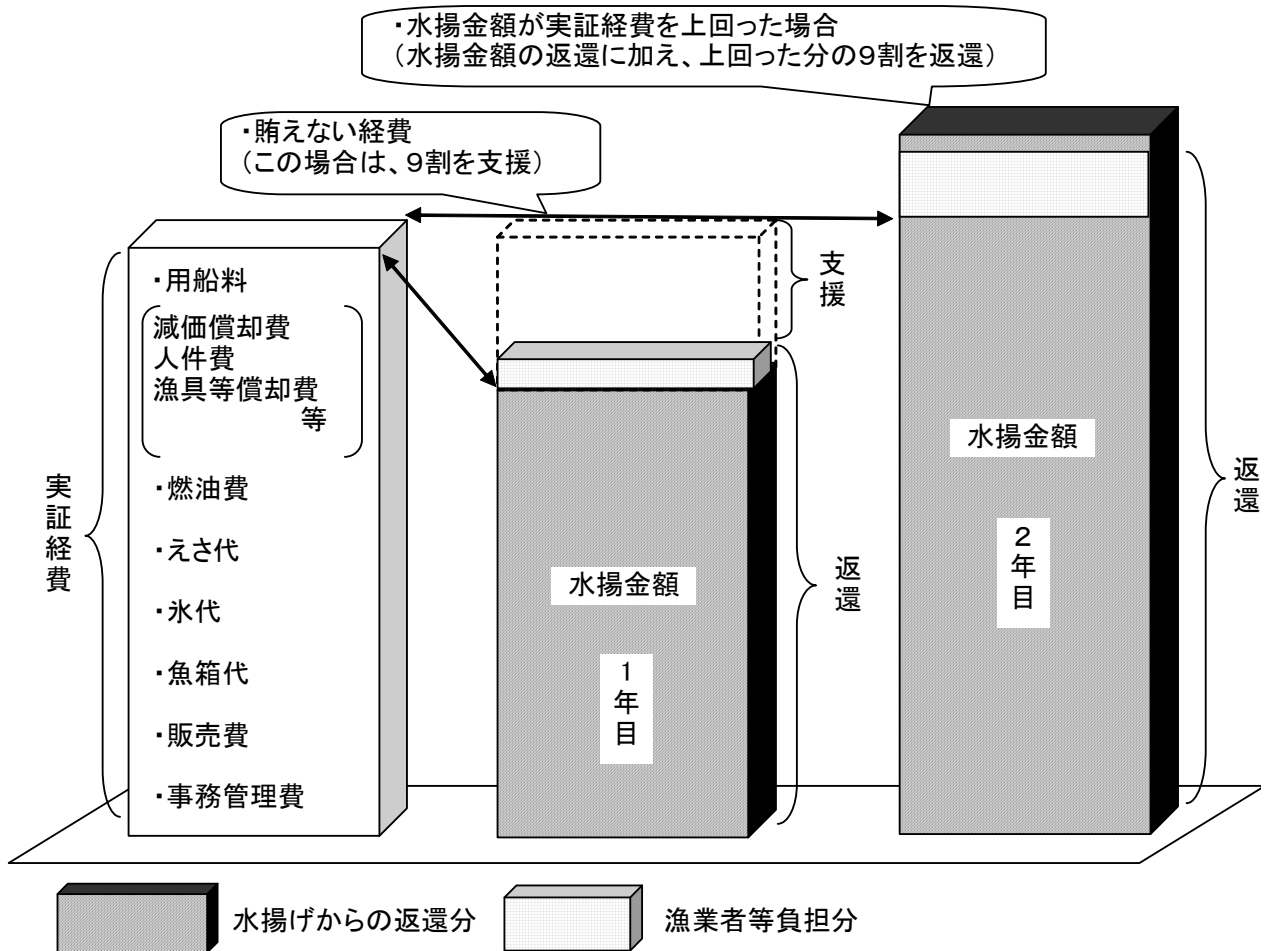
水揚げ金額が助成金の額に満たない場合は、その賄えない経費の5割について返還を免除（つまり水揚げで賄えない経費の5割を支援）。

イ 水揚げ金額が、交付された助成金の額を満たす、満たさないにかかわらず、次の算式により得られた金額を返還。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

(Aは、助成金の確定額。Bは、当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額)

(つまり、水揚げで経費が賄えない場合、その9割を支援。水揚げが経費を超える場合は、その超える部分の9割について返還)。



○ 漁業構造改革総合対策事業の概要

○ 将来にわたり水産物の安定供給を担う漁業・養殖業を育成するため、収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる漁業経営への転換を図る漁業構造改革対策を実施。

官民連携での計画策定

漁獲量重視の経営から、収益性向上・財務状況の改善を主眼とした経営への転換を促す

【漁業改革推進集中プロジェクト運営事業】

漁業者及び地域が一体となって漁獲から製品・出荷に至る改革計画を策定

認定された改革計画に基づく取組について集中的に支援

支援措置

収益性向上の実証

【もうかる漁業創設支援事業】（公募により漁船等を用船）

- ① 改革型漁船の導入や革新的な新たな養殖の導入により収益性改善の実証事業を行う漁協等に対し、その用船料等について3年を上限に助成。
- ② 採算が悪化している漁船や養殖について、操業継続可能な償却前利益を確保する実証事業を行う漁協等に対し、その用船料等について2年を上限に助成。

漁業経営改善と漁船の更新

【担い手漁業経営改革支援リース事業】

低コスト漁船のリースと、リース事業者への融資保証を促進。

【漁船漁業再生事業】

低コスト生産のための合理化・スリム化された漁船・船団へ転換する場合に、漁船・船団の減トン分に応じ助成金を交付

国際競争力のある漁業への転換

○ 漁業構造改革総合対策事業における支援の仕組み

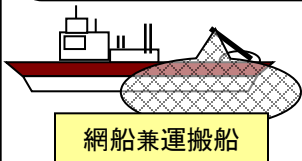
○ 漁業者、流通・加工業者等が一体となって策定した地域の改革計画に基づき、改革型漁船や高度な品質管理手法の導入等の取組により、収益性向上の実証事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、資材費等）について、3年を上限に支援。

事業実施者（水産業協同組合等） ↔ 漁業者等と用船契約

- 1 改革型漁船により次期代船建造が可能と見込まれる収益改善を実証
- 2 漁船の収益性回復の取組について操業継続可能な償却前利益の確保を実証

事例：まき網漁業

- ・労働居住環境の改善
- ・漁獲物の高付加価値化
- ・省力型漁労設備の導入等



網船兼運搬船



運搬船兼探索船

合理化船団 (2隻33人)

船団縮小による
操業の合理化

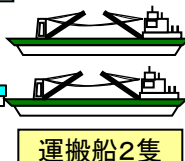
従来船団 (4隻52人)



網船



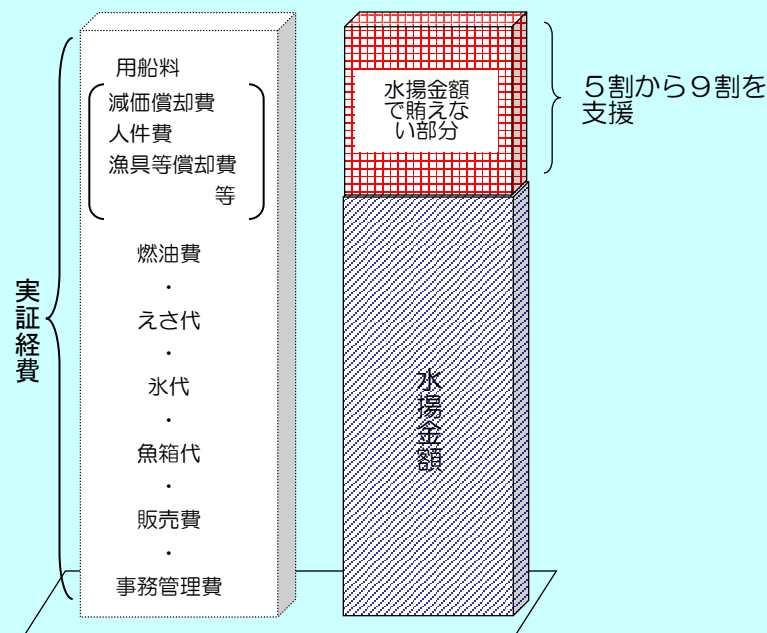
探索船



運搬船2隻

① 地域で策定した改革計画に基づき、基金から支払われる実証経費を用いて、収益性改善等を実証

② 実証事業終了後、損益計算を行い、水揚金額で実証経費が賄えない場合は、この賄えない分の5割から9割を支援



漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）【養殖】

地域やグループによる生産体制の改革による収益の改善を実証し、普及

事業の内容

地域プロジェクト

事業実施機関（漁協等）

改革型の新たな養殖生産システムにより持続的な養殖経営が可能と見込まれる収益改善を実証

革新的な新たな養殖の実証

- 〔例〕
- 飼料の完全配合飼料化と身質の品質保証を組み合わせるなどの新たな取り組み
 - 新たな飼育技術の導入による真珠の高品質化、新魚種の導入

採算が悪化している分野の収益性回復の実証

- 〔例〕
- 小売業者との直接取引など販売先に対応した生産管理と流通のあり方の見直し

公募

養殖施設の借上げ・経営

技術を有する養殖業者



養殖経営における収益改善の実証

3カ年を上限に養殖経費（養殖用施設の借り上げ費、えさ代等）を助成

事業主体

2カ年を上限に養殖経費（養殖用施設の借り上げ費、えさ代等）を助成

※販売代金で賄えない分の原則5割を国が負担。

先駆的な取り組みを他の養殖業者へ効果的に波及

改革計画認定と事業の流れ

① 地域協議会の設置



水産庁長官の承認

② 地域の改革計画を策定

(個別経営体の再生：中小漁業経営支援協議会による支援)



中央協議会による支援

中央協議会へ提出

③ 中央協議会による審査、認定（水産庁協議）

認定改革計画に基づき

④ 実証事業の実施



水産庁長官の承認

⑤ 成果の公表及び普及・啓発